

社民、勞大兩黨福岡縣聯の合同問題

本縣に於ける社民、勞大兩黨縣聯の合同は、兩黨多年の抗争と排撃精神とが遂に當地方に於ける特殊的な對立關係を築き上げた爲めに、黨本部の合同にも不拘、其の合同は益々困難を狀態に在りて今則兩黨本部の合同に當つて表れた本問題に對する兩黨福岡縣聯の態度は次の通りである。

一、合同大會（七月二十四日）前に於ける態度

■社民黨福岡縣聯の合同會

社民福岡縣聯は、勞大黨と最も尖鋭な對立關係を有する八幡支部に動かれて當初より合同反對を唱へたのである。即ち去る五月五日八幡市に開催された同黨の九州、中國地方部聯合會に於て本部提出の無産職統一案に對して、地方の特種事情を強調して合同反對の主張をなしたので

ある。然れども亦一面門司、小倉等の支部では一部幹部間にては、合同反對は八幡支部一個の意見なりとして、合同支持を主張し非公式に地域的合流促進を策する者もあつたので、遂に縣聯は本部の合同大會以前從來の態度を一變して、地域的合流を促進し本部の合同成立と共に社民名義を社會大衆黨と變更すべし、との指令を發したのである。其の態度變更の理由としては

- 1 藤井真一郎氏か合同支持者であること、
- 2 地域的合流は豊後縣下勞大黨の現勢に於て社民黨に有利なる事
- 3 合同問題に對する態度を示さんとする政策的意味を有したる事。

等々固執ものと觀察せられてある。